

【表紙】

| | |
|--------------------------------------|-------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成28年10月25日提出 |
| 【発行者名】 | アムンディ・ジャパン株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 ジュリアン・フォンテーヌ |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 横田 陽子 |
| 【電話番号】 | 03-3593-5928 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | りそな日本株リサーチ戦略ファンド（オープン型） |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 | 継続募集額 上限 5,000億円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

りそな日本株リサーチ戦略ファンド（オープン型）

愛称として「Rのチカラ・オープン」という名称を用いることがあります（以下「ファンド」といいます。）。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額 とします。

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

ファンドの基準価額については、後記「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込総金額に応じて、取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。なお、本書作成日現在の料率上限は、3.24%（税抜3.0%）です。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社（販売会社については委託会社（後記の「(12) その他 その他」をご参照ください。）にお問合せください。）にお問合せください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社または委託会社（後記の「(12) その他 その他」をご参照ください。）にお問合せください。

(7) 【申込期間】

平成28年10月26日から平成29年10月25日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、後記「(12) その他
その他」のお問合せ先にご照会ください。

(9) 【払込期日】

お申込みを受付けた販売会社が定める日までに取得申込総金額をお申込みの販売会社にお
支払ってください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売
会社にご確認ください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定
する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額はお申込みの販売会社にお支払ってください。販売会社については、後記「(12) その
他 その他」のお問合せ先にご照会ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込の方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお
申込みください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」
に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事
項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」とい
います。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

1. 主としてわが国の上場株式の中から、個別企業のイノベーションや成長・改善戦略により、今後の収益性向上が期待できる銘柄へ投資し、投資信託財産の成長をめざします。

銘柄選択にあたっては、ストラテジストによるマクロ分析およびアナリストによるボトムアップ調査等に基づくアクティブ運用を行います。

平成28年12月5日以降は、ファンドと同一の目的・運用方針のマザーファンドへの投資を通じて運用を行います。

2. 日本株の運用にあたっては、株式会社りそな銀行に運用の指図に関する権限を委託します。

平成28年12月5日以降は、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

日本株の運用会社のご紹介

りそな銀行の受託資産運用および運用体制

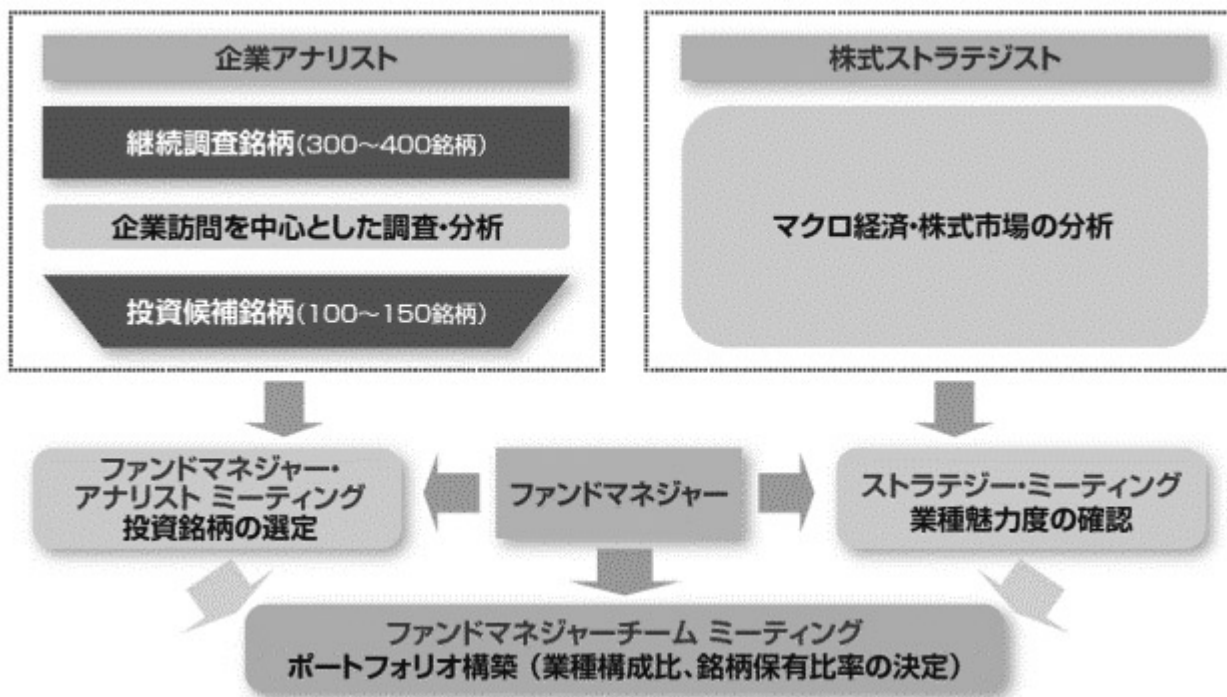
りそな銀行の運用部門は、1962年の設立以来約50年の歴史を持ち、その運用資産残高は15兆2,813億円にのぼり約180名が運用に携わっています。りそな銀行運用部門の中核的な存在である国内株式運用は、1兆7,750億円の受託資産を運用しています。

*上記は、2016年3月末現在の情報に基づきます。今後予告無く変更されることがあります。

株式会社りそな銀行は、銀行法、金融商品取引法、その他の関連する法令等を遵守して、ファンド（平成28年12月5日以降はマザーファンド）の日本株の運用を行います。なお、運用にあたっては、融資業務などの銀行業務で得た情報を利用しません。

ファンドの運用プロセス

（平成28年12月5日以降は、マザーファンドの運用プロセスとなります。）



* 運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドのしくみ

【イメージ図】



平成28年12月5日以降はファミリーファンド方式^{*}で運用を行います。



*ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた式をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

信託金の限度額

ファンドは1兆円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

〔ファンドの商品分類〕

ファンドは、追加型投信 / 国内 / 株式に属しています。

平成28年12月4日まで

商品分類表

| 単位型 / 追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|-----------------------|-------------------------------|--|
| 単位型 追加型 | 国内 海外 内外 | 株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 |
|---|----------------------------------|------------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 年2回 年4回 | グローバル 日本 |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) | 北米 欧州 アジア |
| 不動産投信 | 日々 | オセアニア |
| その他資産 () | その他 () | 中南米 アフリカ |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | 中近東 (中東) エマージング |

(注) ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

平成28年12月5日以降

商品分類表

| 単位型 / 追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|-----------------------|-------------------------------|--|
| 単位型 追加型 | 国内 海外 内外 | 株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|---|----------------------------------|------------------------|-----------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 年2回 年4回 | グローバル 日本 | ファミリー ファンド |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) | 北米 欧州 アジア | |
| 不動産投信 | 日々 | オセアニア | ファンド・オブ・ファンズ |
| その他資産 (投資信託証券 (株式 一般)) * | その他 () | 中近東 (中東) | |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | 中南米 アフリカ エマージング | |

（注）ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

商品分類の定義

| | |
|-------|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 国内 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 株式 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |

属性区分の定義

| | |
|-----------------------|--|
| 株式 一般 | 目論見書または投資信託約款において、株式に投資する旨の記載があるものをいい、大型株、中小型株の属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| その他資産（投資信託証券（株式 一般））* | 目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が、主として投資信託証券であり、実質的に株式に投資する旨の記載があるものをいい、大型株、中小型株の属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| 年1回 | 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 日本 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| ファミリーファンド | 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいいます。 |

前記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

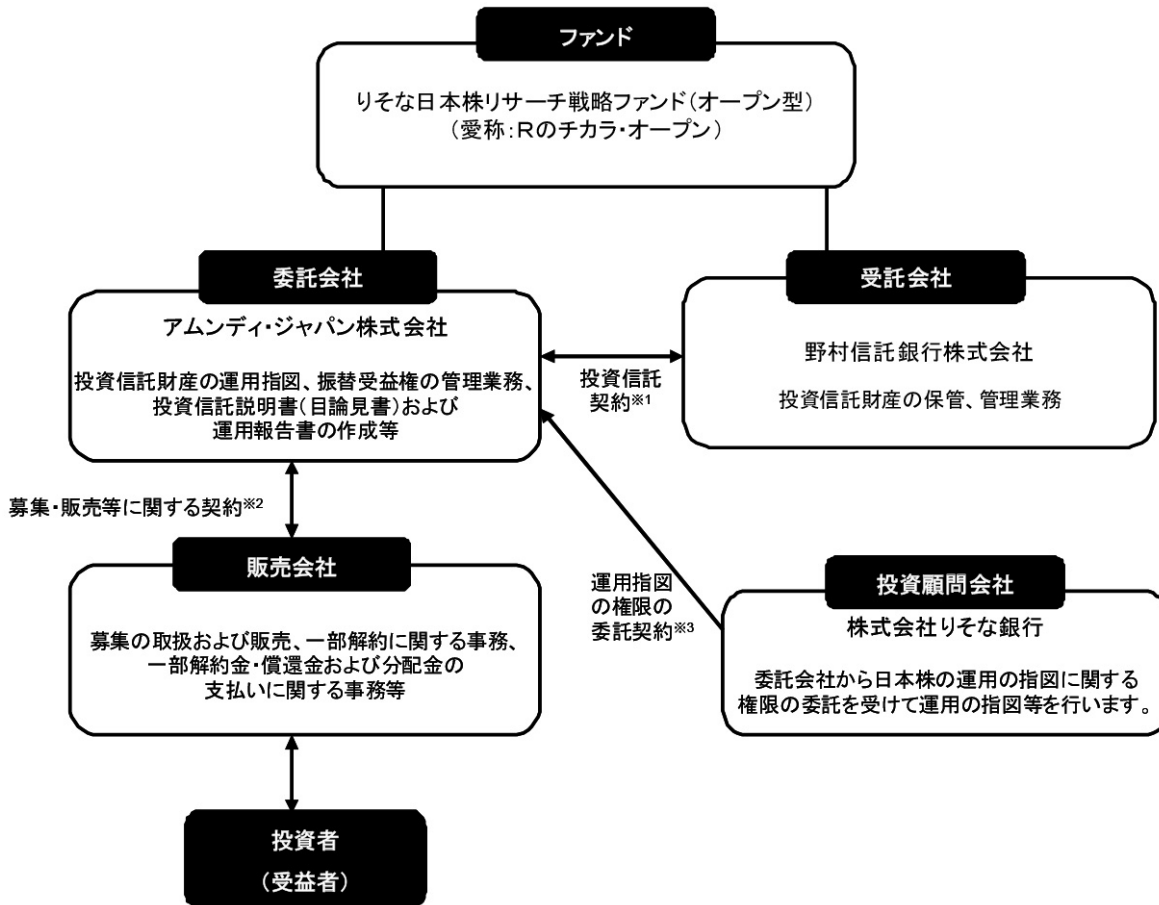
*ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

（2）【ファンドの沿革】

平成25年8月20日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み（平成28年12月4日まで）



1 投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

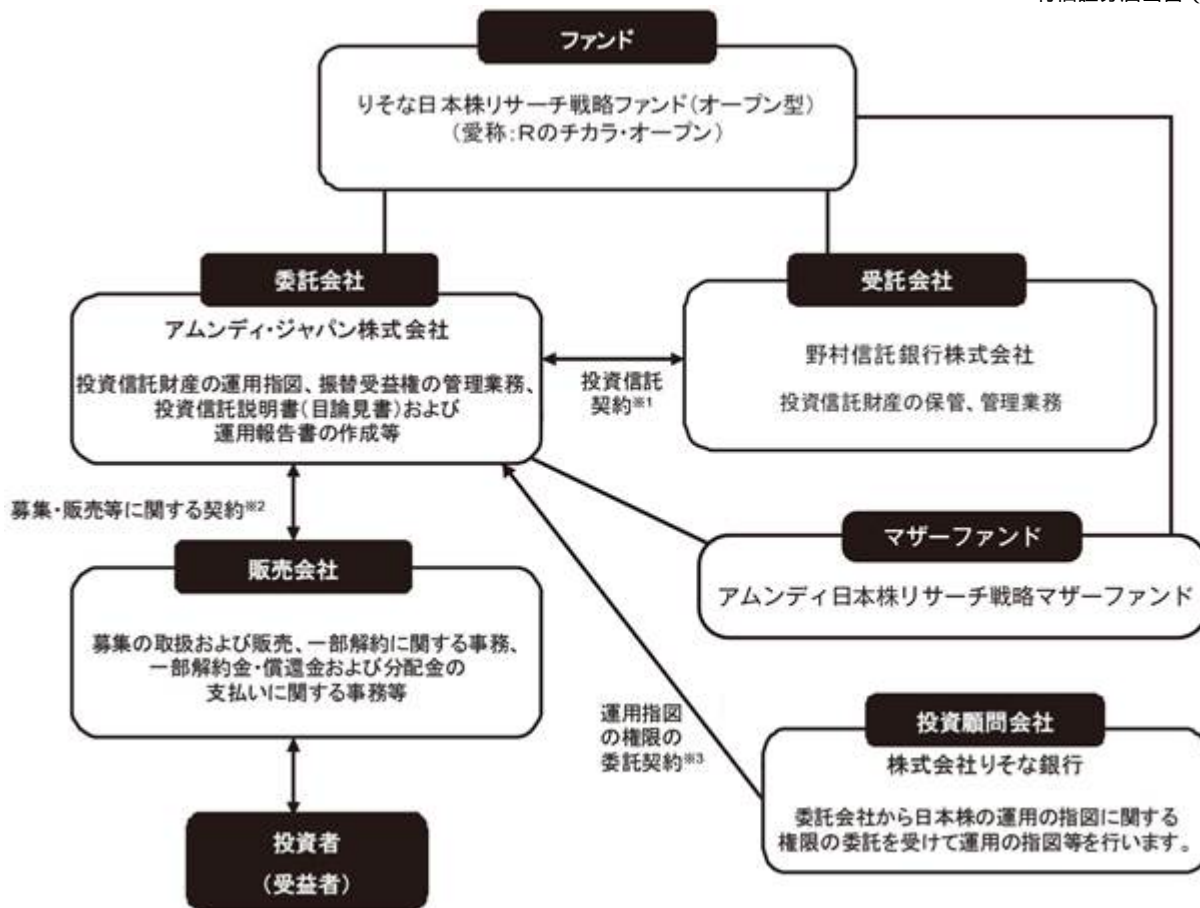
2 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金および償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

3 運用指図の権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において締結しており、委託会社が投資顧問会社へ日本株運用の指図権限を委託するにあたり、委託する業務の内容等を規定しています。

（平成28年12月5日以降）



委託会社の概況

| | | | | |
|--------|---|---|------------|------|
| 名称等 | アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号) | | | |
| 資本金の額 | 12億円 | | | |
| 会社の沿革 | 昭和46年11月22日 | 山一投資カウンセリング株式会社設立 | | |
| | 昭和55年 1月 4日 | 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 | | |
| | 平成10年 1月28日 | ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社(現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社)が主要株主となる | | |
| | 平成10年 4月 1日 | 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 | | |
| | 平成10年11月30日 | 証券投資信託委託会社の免許取得 | | |
| | 平成16年 8月 1日 | りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテ ジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 | | |
| | 平成19年 9月30日 | 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う | | |
| | 平成22年 7月 1日 | クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更 | | |
| 大株主の状況 | 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
| | アムンディ・ジャパンホールディング株式会社 | 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号 | 2,400,000株 | 100% |

《アムンディ概要》

アムンディは、フランスの農業系金融機関の中央機関として1894年に設立されたユニバーサルバンク、クレディ・アグリコル・グループの資産運用部門です。アムンディの運用資産額は1兆40億ユーロ(約115兆円、1ユーロ=114.39円で換算。2016年6月末現在)にのぼり、世界トップクラスの運用

会社の1つです。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

投資態度

- 1) 主としてわが国の上場株式の中から、個別企業のイノベーションや成長・改善戦略により、今後の収益性向上が期待できる銘柄へ投資し、投資信託財産の成長をめざします。
- 2) 銘柄選択にあたっては、マクロ分析およびボトムアップ調査等に基づくアクティブ運用を行います。
- 3) 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 4) 株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- 5) わが国の株式の運用にあたっては、株式会社りそな銀行に運用の指図に関する権限を委託します。
- 6) 上記にかかわらず、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

なお、平成28年12月5日以降は、同じ投資方針のマザーファンドへの投資を通じて運用を行います。株式会社りそな銀行への運用指図の権限の委託契約については平成28年12月4日をもって終了し、平成28年12月5日以降はマザーファンドの運用指図の権限を委託します。マザーファンドの運用・投資については、後述の「<参考情報> アムンディ日本株リサーチ戦略マザーファンドの運用・投資について」をご参照ください。

(2)【投資対象】

投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、投資信託約款に掲げるものに限ります。）にかかる権利
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、運用の指図に関する項目について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。なお、平成28年12月5日以降は、主としてマザーファンドおよび次の有価証券に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前記1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとしません。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1.の証券または証書、前記12.ならびに前記17.の証券または証書のうち前記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2.から前記6.までの証券および前記12.ならびに前記17.の証券または証書のうち前記2.から前記6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記13.の証券および前記14.の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」とします。

委託会社は、信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。後記 において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、前記の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 【運用体制】

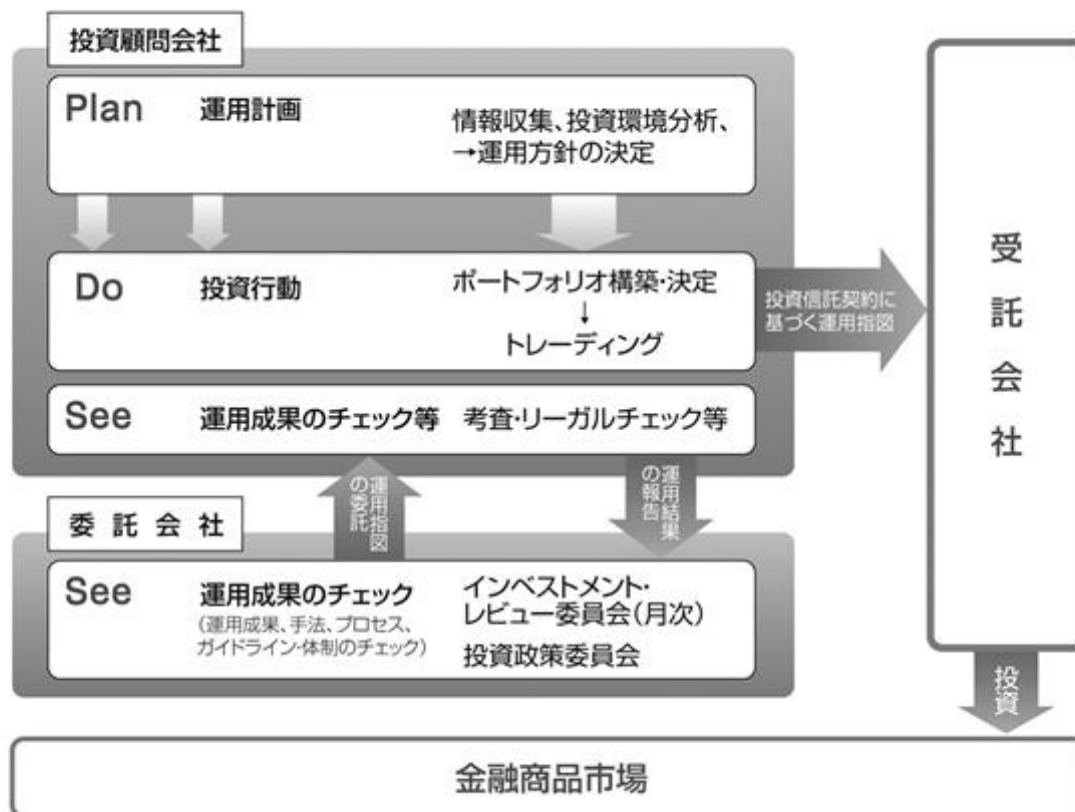
投資戦略の決定および運用の実行

株式会社りそな銀行を投資顧問会社とし、委託会社は日本株の運用指図の権限を委託します。

運用結果の評価

月次で開催するインベストメント・レビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



* 委託会社の運用成果のチェック・委託会社のインベストメント・レビュー委員会（8名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

投資顧問会社・・・定期的に運用報告を受け取り、必要に応じてレビューミーティング

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

ファンドは、毎決算時（原則として毎年7月25日。休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1) 分配対象額の範囲

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

3) 留保益の運用方針

収益の分配に充てず投資信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

1) 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

() 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する費用、立替金の利息、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

() 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する費用、立替金の利息、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。ただし、分配後に残額があるときは、これを次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

() 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

() 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるもの（追加型証券投資信託の収益分配のうち非課税とされるもの。）とし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、受益者毎の個別元本をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のために販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします(原則として決算日(休業日の場合は翌営業日)の翌営業日からお支払いします。))。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約(自動けいぞく投資契約)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。
- 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(5) 【投資制限】

ファンドの投資信託約款で定める投資制限

- 1) 株式の投資割合¹には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資は行いません。
- 3) 同一銘柄の株式への投資割合¹は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合¹は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5) 同一銘柄の転換社債への投資割合¹は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 6) 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。²)への投資割合¹は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - 1 平成28年12月5日以降は、マザーファンドを通じた実質的な投資割合となります。
 - 2 平成28年12月5日以降は、「(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。)」となります。
- 7) 先物取引等の運用指図
 - () 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいい

ます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

- () 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

8) スワップ取引の運用指図

- () 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- () 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

9) 金利先渡取引の運用指図

- () 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- () 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- () 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額の合計額(以下()において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- () 金利先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- () 委託会社は、金利先渡取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- () 金利先渡取引は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の

数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

10) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

11) 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

12) 有価証券の空売りの指図

- () 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
- () 前記()の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記()の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしてします。

13) 有価証券の借入れの指図

- () 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れを指図することができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとしてします。
- () 前記()の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとしてします。
- () 前記()の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

14) 有価証券の貸付の指図

- () 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の1.および2.の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- () 前記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしてします。

- () 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

15) 資金の借入れの制限

- () 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

法令により禁止または制限される取引等

同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

<参考情報> アムンディ日本株リサーチ戦略マザーファンドの運用・投資について

ファンドは、平成28年12月5日よりマザーファンドへの投資を通じて運用を行います。以下は、平成28年12月5日以降に主要投資対象となるマザーファンドの概要となります。

1 運用の基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

2 投資方針

(1)投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主としてわが国の上場株式の中から個別企業のイノベーションや成長・改善戦略により、今後の収益性向上が期待できる銘柄へ投資し、投資信託財産の成長をめざします。銘柄選択にあたっては、マクロ分析およびアナリストによるボトムアップ調査等に基づくアクティブ運用を行います。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

わが国の株式の運用にあたっては、株式会社りそな銀行に運用の指図に関する権限を委託します。

上記にかかわらず、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

3 投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、投資信託約款に掲げるものに限りません。）にかかる権利

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

(ロ) 次に掲げる（イ）以外の資産

イ．為替手形

運用の指図範囲

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとしします。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1.の証券または証書、前記12.ならびに前記17.の証券または証書のうち前記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2.から前記6.までの証券、前記14.の証券のうち投資法人債券および12.ならびに前記17.の証券または証書のうち前記2.から前記6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記13.の証券および前記14.の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」としします。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。)により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で(e)の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 の(a)から(f)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

4 投資制限

信託約款に基づく投資制限

1. 株式の投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産への投資は行いません。
3. 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
4. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 同一銘柄の転換社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
6. 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
7. デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)について、一般社団法人投資信託協会規則の定

めるところにしたいが、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

8. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたいが当該比率以下となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、主として国内株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

平成28年12月5日以降は、マザーファンドへの投資を通じて運用を行います。

価格変動リスク

- 株式は、国内および国際的な政治・経済情勢・市況等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

- 株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。こうした影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。
- ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、相手方の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために株式を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。また、市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、投資対象の市場規模の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下する場合があります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンドの繰上償還

- ・委託会社は、ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

ファミリーファンド方式による影響

- ・ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受け、基準価額が変動する場合があります。

その他

- ・前記以外にも、組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・投資環境の変化や投資方針に沿った運用が困難であると委託会社が判断した場合等は、募集上限額および信託金の限度額に達していない時でも申込の受付を停止することがあります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（登録金融機関は販売の窓口となります。）。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にはリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

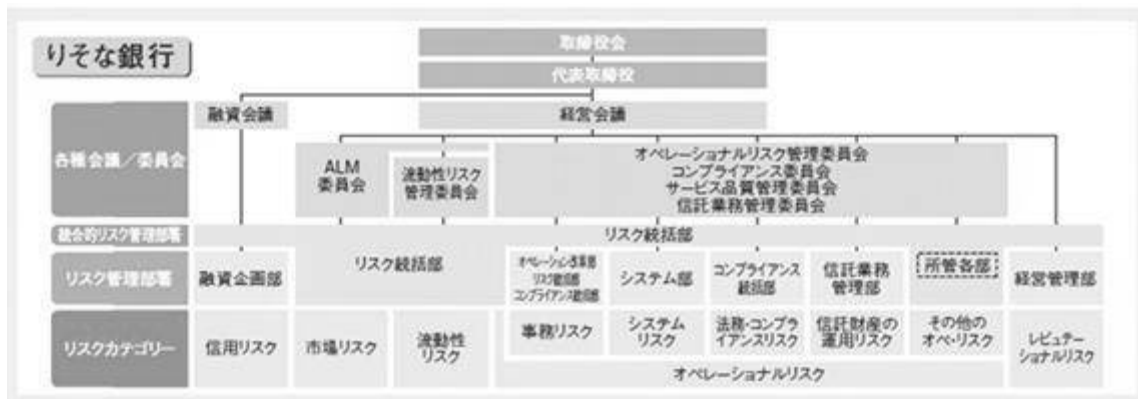
リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にはリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

<ご参考>

ファンドの投資顧問会社である株式会社りそな銀行のリスク管理体制は下記の通りです。

りそな銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、「リスク管理の基本方針」を定めています。これら方針に従い、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するとともに、それら管理部署を統括するためにリスク統括部を設置し、銀行全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制としています。



・ 運用パフォーマンスの評価・分析

信託財産運用部モニタリンググループが投資戦略の妥当性、投資行動のパフォーマンス分析・評価等の状況をモニタリングするとともに、モニタリング・ミーティングにて定期的なチェックを実施します。

・ 運用リスクの管理

信託業務管理部が運用ガイドライン等の遵守状況や運用の適切性について、定期的にモニタリング・管理を行うとともに、コンプライアンス統括部において関連法規の遵守にかかる管理を行います。

前述の運用リスク管理を含むオペレーショナルリスク管理については、取締役会、経営会議、総合的なオペレーショナルリスク管理部署、各リスク管理部署、ならびに内部監査部門等の役割を定め相互の連携及び牽制が適切に機能する体制を整備しています。

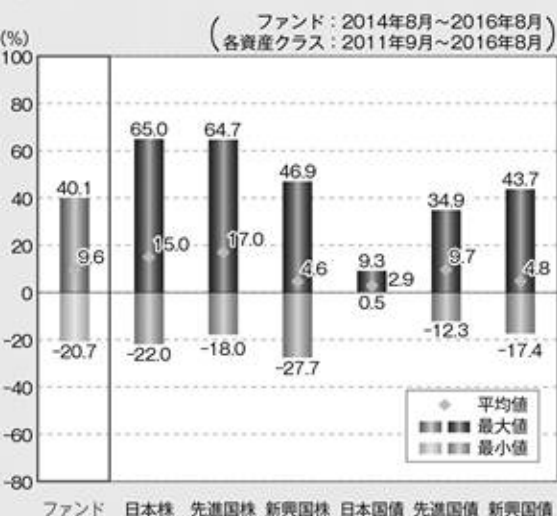
ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①のグラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②のグラフは、ファンドについては2014年8月から2016年8月までの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を表示したものです。他の代表的な資産クラスについては2011年9月から2016年8月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの高標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの高標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの高標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。

先進国債 シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

| | |
|---------------|-------|
| 料率上限(本書作成日現在) | 役務の内容 |
|---------------|-------|

| | |
|----------------|--|
| 3.24% (税抜3.0%) | 商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。 |
|----------------|--|

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。



(2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.782% (税抜1.65%) を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬の配分は以下の通りとします。

| (信託報酬の配分) | | (年率) |
|-----------|------------|---|
| 支払先 | 料率 | 役務の内容 |
| 委託会社 | 0.80% (税抜) | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価 |
| 販売会社 | 0.80% (税抜) | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 |
| 受託会社 | 0.05% (税抜) | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

* 委託会社の信託報酬から、運用委託報酬(平成28年12月5日以降は、マザーファンドの運用委託報酬)として、年率0.40% (税抜) が株式会社りそな銀行に支払われます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁するものとします。

上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

(4) 【その他の手数料等】

信託事務の諸費用等および監査報酬

- 1) 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(特定資産の価格等の調査に要する諸費用、監査費用、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

2)委託会社は、前記1)に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

3)前記2)において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、先物取引・オプション取引等、コール・ローンおよび手形割引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

* その他の手数料等の合計額については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

* 費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成28年9月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税¹または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税¹が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

| 期間 | 税率 |
|---------------|---|
| 平成49年12月31日まで | 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% ² 、地方税5%） |
| 平成50年1月1日以降 | 20%（所得税15%および地方税5%） |

1 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算³をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

- 2 平成49年12月31日までは、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額。）が加算されます。
- 3 平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加されます。

（注）ファンドは、配当控除が適用される場合があります。

- * 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

| 期間 | 税率 |
|---------------|-------------------------------|
| 平成49年12月31日まで | 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） |
| 平成50年1月1日以降 | 15%（所得税15%） |

平成49年12月31日までは、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

- * 株式投資信託（一部のETFを除く）にかかる益金不算入制度は、法令改正により、平成27年4月1日以降に開始する法人の事業年度については適用されません。

個別元本について

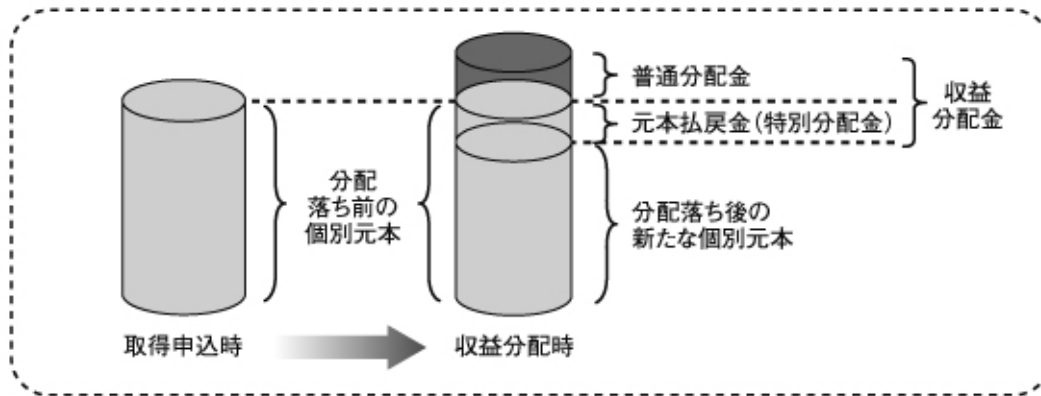
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。
「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を

受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は平成28年8月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

信託財産の構成

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|----------------|---------|
| 株式 | 日本 | 14,894,053,600 | 95.54 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | | 694,255,062 | 4.45 |
| 合計（純資産総額） | | 15,588,308,662 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

| 種類 | 国/地域 | 取引所 | 資産名 | 買建/売建 | 数量 | 通貨 | 帳簿価額 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----------|------|-----|----------|-------|----|----|-------------|-------------|-----------------|
| 株価指数先物取引 | 日本 | 大阪 | 東証株価指数先物 | 買建 | 38 | 円 | 503,880,000 | 505,590,000 | 3.24 |

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】（評価額上位30銘柄）

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 株式数 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|----|-------------------|------------|-----------|-------------------|-------------|------------------|-------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 株式 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業 | 1,119,000 | 518.74 | 580,472,372 | 564.10 | 631,227,900 | 4.04 |
| 2 | 日本 | 株式 | キーエンス | 電気機器 | 7,200 | 72,780.00 | 524,016,000 | 72,530.00 | 522,216,000 | 3.35 |
| 3 | 日本 | 株式 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 82,200 | 5,853.69 | 481,173,801 | 6,238.00 | 512,763,600 | 3.28 |
| 4 | 日本 | 株式 | ソニー | 電気機器 | 144,000 | 3,169.99 | 456,478,560 | 3,325.00 | 478,800,000 | 3.07 |
| 5 | 日本 | 株式 | ソフトバンクグループ | 情報・通信業 | 64,200 | 5,298.71 | 340,177,182 | 6,756.00 | 433,735,200 | 2.78 |
| 6 | 日本 | 株式 | オリックス | その他金融業 | 259,000 | 1,459.26 | 377,948,516 | 1,487.50 | 385,262,500 | 2.47 |
| 7 | 日本 | 株式 | 東レ | 繊維製品 | 366,000 | 926.74 | 339,188,939 | 996.40 | 364,682,400 | 2.33 |
| 8 | 日本 | 株式 | ヤマトホールディングス | 陸運業 | 136,000 | 2,558.00 | 347,888,000 | 2,441.50 | 332,044,000 | 2.13 |
| 9 | 日本 | 株式 | 東京海上ホールディングス | 保険業 | 77,700 | 3,915.17 | 304,208,722 | 4,064.00 | 315,772,800 | 2.02 |
| 10 | 日本 | 株式 | 伊藤忠商事 | 卸売業 | 256,000 | 1,289.50 | 330,112,000 | 1,221.00 | 312,576,000 | 2.00 |
| 11 | 日本 | 株式 | 富士重工業 | 輸送用機器 | 75,300 | 4,023.01 | 302,933,229 | 4,098.00 | 308,579,400 | 1.97 |
| 12 | 日本 | 株式 | 日本電信電話 | 情報・通信業 | 67,400 | 4,969.00 | 334,910,600 | 4,546.00 | 306,400,400 | 1.96 |
| 13 | 日本 | 株式 | 三井住友フィナンシャルグループ | 銀行業 | 83,000 | 3,288.74 | 272,965,914 | 3,621.00 | 300,543,000 | 1.92 |
| 14 | 日本 | 株式 | ミネベア | 電気機器 | 269,000 | 832.55 | 223,955,950 | 1,050.00 | 282,450,000 | 1.81 |
| 15 | 日本 | 株式 | アステラス製薬 | 医薬品 | 173,000 | 1,667.50 | 288,477,500 | 1,580.50 | 273,426,500 | 1.75 |
| 16 | 日本 | 株式 | 積水ハウス | 建設業 | 161,000 | 1,794.50 | 288,914,500 | 1,666.00 | 268,226,000 | 1.72 |
| 17 | 日本 | 株式 | 花王 | 化学 | 49,300 | 5,929.00 | 292,299,700 | 5,377.00 | 265,086,100 | 1.70 |
| 18 | 日本 | 株式 | アイシン精機 | 輸送用機器 | 54,000 | 4,324.89 | 233,544,233 | 4,885.00 | 263,790,000 | 1.69 |
| 19 | 日本 | 株式 | ダイキン工業 | 機械 | 27,500 | 9,199.00 | 252,972,500 | 9,589.00 | 263,697,500 | 1.69 |
| 20 | 日本 | 株式 | 大成建設 | 建設業 | 331,000 | 895.00 | 296,245,000 | 778.00 | 257,518,000 | 1.65 |
| 21 | 日本 | 株式 | SBIホールディングス | 証券・商品先物取引業 | 207,000 | 1,123.28 | 232,520,229 | 1,228.00 | 254,196,000 | 1.63 |
| 22 | 日本 | 株式 | S M C | 機械 | 7,700 | 26,660.00 | 205,282,000 | 29,140.00 | 224,378,000 | 1.43 |
| 23 | 日本 | 株式 | N T T ドコモ | 情報・通信業 | 79,000 | 2,840.00 | 224,360,000 | 2,603.00 | 205,637,000 | 1.31 |
| 24 | 日本 | 株式 | 日本電産 | 電気機器 | 21,300 | 8,951.02 | 190,656,839 | 9,322.00 | 198,558,600 | 1.27 |
| 25 | 日本 | 株式 | T & Dホールディングス | 保険業 | 167,000 | 1,104.13 | 184,390,261 | 1,180.50 | 197,143,500 | 1.26 |
| 26 | 日本 | 株式 | エン・ジャパン | サービス業 | 96,000 | 1,775.54 | 170,451,840 | 1,941.00 | 186,336,000 | 1.19 |
| 27 | 日本 | 株式 | 日産自動車 | 輸送用機器 | 180,000 | 1,021.00 | 183,780,000 | 1,015.00 | 182,700,000 | 1.17 |
| 28 | 日本 | 株式 | 塩野義製薬 | 医薬品 | 39,500 | 5,441.00 | 214,919,500 | 4,619.00 | 182,450,500 | 1.17 |
| 29 | 日本 | 株式 | 信越化学工業 | 化学 | 24,000 | 7,514.01 | 180,336,357 | 7,594.00 | 182,256,000 | 1.16 |
| 30 | 日本 | 株式 | 東京急行電鉄 | 陸運業 | 236,000 | 853.00 | 201,308,000 | 772.00 | 182,192,000 | 1.16 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

| 国内/外国 | 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|-------|----|----|---------|
|-------|----|----|---------|

| | | | |
|--------|------|------------|-------|
| 国内 | 株式 | 建設業 | 5.57 |
| | | 食料品 | 2.79 |
| | | 繊維製品 | 2.33 |
| | | 化学 | 7.11 |
| | | 医薬品 | 4.04 |
| | | 非鉄金属 | 0.38 |
| | | 金属製品 | 1.02 |
| | | 機械 | 4.04 |
| | | 電気機器 | 13.46 |
| | | 輸送用機器 | 9.16 |
| | | 精密機器 | 0.81 |
| | | その他製品 | 1.99 |
| | | 陸運業 | 3.79 |
| | | 空運業 | 0.54 |
| | | 情報・通信業 | 8.54 |
| | | 卸売業 | 3.95 |
| | | 小売業 | 3.98 |
| | | 銀行業 | 8.75 |
| | | 証券、商品先物取引業 | 1.63 |
| | | 保険業 | 3.29 |
| その他金融業 | 2.47 | | |
| 不動産業 | 1.76 | | |
| サービス業 | 4.03 | | |
| 合計 | | 95.54 | |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

| 種類 | 国/ 地域 | 取引所 | 資産名 | 買建/売建 | 数量 | 通貨 | 帳簿価額 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----------|----------|-----|----------|-------|----|----|-------------|-------------|-----------------|
| 株価指数先物取引 | 日本 | 大阪 | 東証株価指数先物 | 買建 | 38 | 円 | 503,880,000 | 505,590,000 | 3.24 |

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成28年8月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 期間 | 純資産総額 (分配前)(円) | 純資産総額 (分配後)(円) | 1口当たり 純資産額 (分配前)(円) | 1口当たり 純資産額 (分配後)(円) |
|-----------------------|-------------------|-------------------|---------------------------|---------------------------|
| 第1期計算期間末（平成26年 7月25日） | 6,639,557,803 | 6,948,845,742 | 1.0734 | 1.1234 |
| 第2期計算期間末（平成27年 7月27日） | 6,545,593,749 | 8,843,244,839 | 1.0256 | 1.3856 |
| 第3期計算期間末（平成28年 7月25日） | 15,808,559,949 | 15,808,559,949 | 0.8380 | 0.8380 |

| | | | | |
|------------|----------------|---|--------|---|
| 平成27年 8月末日 | 10,875,330,547 | - | 0.9589 | - |
| 9月末日 | 14,767,537,190 | - | 0.8935 | - |
| 10月末日 | 16,879,950,298 | - | 0.9745 | - |
| 11月末日 | 16,600,018,288 | - | 0.9844 | - |
| 12月末日 | 16,868,062,544 | - | 0.9717 | - |
| 平成28年 1月末日 | 16,617,459,900 | - | 0.9075 | - |
| 2月末日 | 15,625,707,753 | - | 0.8288 | - |
| 3月末日 | 16,433,457,406 | - | 0.8608 | - |
| 4月末日 | 16,354,619,745 | - | 0.8590 | - |
| 5月末日 | 16,792,636,291 | - | 0.8800 | - |
| 6月末日 | 15,358,832,713 | - | 0.8064 | - |
| 7月末日 | 15,844,610,035 | - | 0.8412 | - |
| 8月末日 | 15,588,308,662 | - | 0.8357 | - |

【分配の推移】

| 期間 | | 1口当たり分配金（円） |
|---------|--------------------------------|-------------|
| 第1期計算期間 | 自 平成25年 8月20日 至 平成26年 7月25日 | 0.0500 |
| 第2期計算期間 | 自 平成26年 7月26日 至 平成27年 7月27日 | 0.3600 |
| 第3期計算期間 | 自 平成27年 7月28日 至 平成28年 7月25日 | 0.0000 |

【収益率の推移】

| 期間 | | 収益率(%) |
|---------|--------------------------------|--------|
| 第1期計算期間 | 自 平成25年 8月20日 至 平成26年 7月25日 | 12.3 |
| 第2期計算期間 | 自 平成26年 7月26日 至 平成27年 7月27日 | 29.1 |
| 第3期計算期間 | 自 平成27年 7月28日 至 平成28年 7月25日 | 18.3 |

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

$$\left(\text{当該計算期間末分配付基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額} \right) \div \left(\text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額} \right) \times 100$$

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

| 期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|----|------|------|-------|
|----|------|------|-------|

| | | | | |
|---------|--------------------------------|----------------|---------------|----------------|
| 第1期計算期間 | 自 平成25年 8月20日 至 平成26年 7月25日 | 10,515,080,493 | 4,329,321,694 | 6,185,758,799 |
| 第2期計算期間 | 自 平成26年 7月26日 至 平成27年 7月27日 | 7,732,789,245 | 7,536,183,903 | 6,382,364,141 |
| 第3期計算期間 | 自 平成27年 7月28日 至 平成28年 7月25日 | 17,063,907,361 | 4,582,625,421 | 18,863,646,081 |

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

(参考情報)

運用実績

2016年8月31日現在

● 基準価額・純資産の推移



※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

| | | | |
|------|--------|-------|---------|
| 基準価額 | 8,357円 | 純資産総額 | 155.9億円 |
|------|--------|-------|---------|

● 分配の推移

| 決算日 | 分配金(円) |
|-----------------|--------|
| 第1期(2014年7月25日) | 500 |
| 第2期(2015年7月27日) | 3,600 |
| 第3期(2016年7月25日) | 0 |
| 設定来累計 | 4,100 |

※分配金は1万口当たり・税引前です。

● 主要な資産の状況

◆ 資産構成

| 資産 | 比率(%) |
|------|--------|
| 国内株式 | 95.55 |
| 現金等 | 4.45 |
| 合計 | 100.00 |

※比率は純資産総額に対する割合です。
※現金等には未払諸費用等を含みます。
※四捨五入の関係で合計が100.00%と異なる場合があります。

◆ その他の資産

| | 比率(%) |
|----|-------|
| 先物 | 3.24 |

※比率は純資産総額に対する割合です。

◆ 組入上位10銘柄

| | 銘柄 | 業種 | 比率(%) |
|----|------------------|--------|-------|
| 1 | 三菱UFJフィナンシャルグループ | 銀行業 | 4.05 |
| 2 | キーエンス | 電気機器 | 3.35 |
| 3 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 3.29 |
| 4 | ソニー | 電気機器 | 3.07 |
| 5 | ソフトバンクグループ | 情報・通信業 | 2.78 |
| 6 | オリックス | その他金融業 | 2.47 |
| 7 | 東レ | 繊維製品 | 2.34 |
| 8 | ヤマトホールディングス | 陸運業 | 2.13 |
| 9 | 東京海上ホールディングス | 保険業 | 2.03 |
| 10 | 伊藤忠商事 | 卸売業 | 2.01 |

※比率は、純資産総額に対する割合です。

◆ 組入上位10業種

| | 業種 | 比率(%) |
|----|--------|-------|
| 1 | 電気機器 | 13.46 |
| 2 | 輸送用機器 | 9.16 |
| 3 | 銀行業 | 8.76 |
| 4 | 情報・通信業 | 8.55 |
| 5 | 化学 | 7.12 |
| 6 | 建設業 | 5.58 |
| 7 | 機械 | 4.05 |
| 8 | 医薬品 | 4.05 |
| 9 | サービス業 | 4.04 |
| 10 | 小売業 | 3.99 |

※比率は、純資産総額に対する割合です。

● 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2013年は設定日(8月20日)から年末まで、2016年は年初から8月31日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1) お申込みの受付場所

ファンドの取得申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所等において取扱っております。詳細は後記までお問合せください。



2) 申込手続きと申込価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該取得の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。

申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

申込価額は、申込受付日の基準価額とします。基準価額は、委託会社により毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。委託会社の照会先は前記の通りです。

取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料になります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

3) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

*取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1) 途中換金 の受付

途中換金とは投資信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

2) 途中換金取扱期間と換金価額

- (a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該換金の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- (b) 換金価額は、換金請求受付日の基準価額とします。
- (c) 換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

3) 換金単位

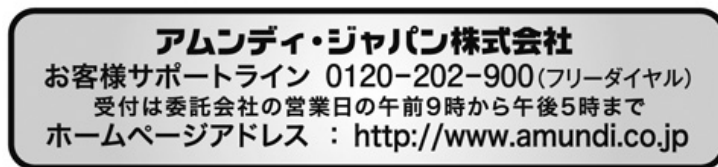
販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

4) 換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの換金価額について委託会社の照会先は次の通りです。



5) 途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 委託会社は金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた途中換金の実行の請求の受付を取消することができます。
- (b) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の基準価額とします。

6) 換金制限

委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。

7) 受益権の買取

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

8) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

9) 買取請求の受付を中止する特別な場合

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の買取を中止すること、および既に受付けた受益権の買取を取消することができます。

- * 買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

* 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

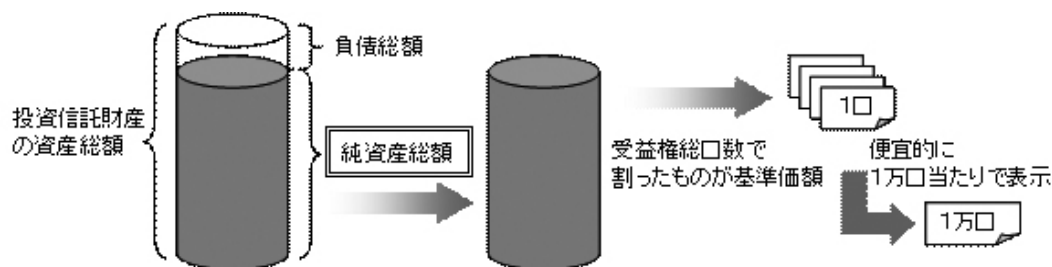
(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および投資信託約款に規定する借入有価証券を除きます)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|----|---------------------------------|
| 株式 | 原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。 |



2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成25年8月20日から平成35年7月25日までとします。

ただし、後記「(5)その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

1) ファンドの計算期間は原則として毎年7月26日から翌年7月25日までとします。ただし、第1期計算期間は投資信託契約締結日から平成26年7月25日とします。

2) 各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

1) 信託の終了

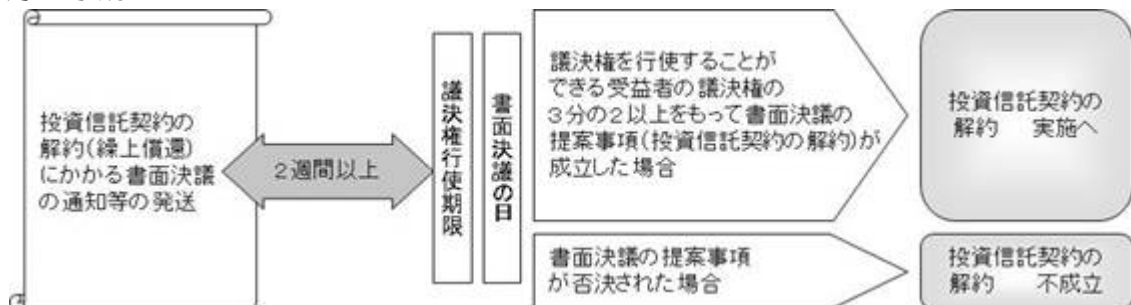
(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ・ 信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ・ やむを得ない事情が発生したとき
- ・ 投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合

(b) 委託会社は、前記(a)にしたがい、信託を終了させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 2) 前記1)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下2)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 前記1)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 4) 前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
 1. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1)から3)までの規定による投資信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
 2. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

< 信託の終了の手続き >



(c) 委託会社が、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(d) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐこと

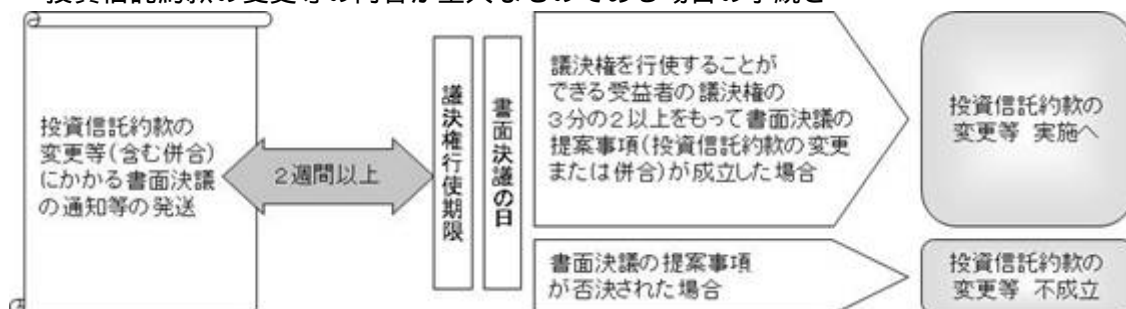
を命じたときは、この信託は、後記「2）投資信託約款の変更等」(b)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。

- (e) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 投資信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、ファンドにつき、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、投資信託約款は「2）投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項（(a)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (c) 前記(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(c)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前記(b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前記(b)から前記(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前記(a)から前記(f)にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

< 投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続き >



3) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがない

いものとして、ファンドの投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求は受けません。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、毎決算時および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。



6) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。投資顧問会社との「投資一任契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）の翌営業日からお支払いします）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

* 買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(平成27年7月28日から平成28年7月25日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

りそな日本株リサーチ戦略ファンド（オープン型）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第2期計算期間末 （平成27年7月27日） | 第3期計算期間末 （平成28年7月25日） |
|-----------------|--------------------------|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 2,583,886,958 | 980,452,143 |
| 株式 | 6,372,877,100 | 14,975,226,700 |
| 未収入金 | 40,296,655 | 174,991,183 |
| 未収配当金 | 5,507,800 | 11,984,200 |
| 未収利息 | 707 | - |
| 前払金 | 4,065,000 | 6,432,000 |
| 差入委託証拠金 | 80,400,000 | 29,520,000 |
| 流動資産合計 | 9,087,034,220 | 16,178,606,226 |
| 資産合計 | 9,087,034,220 | 16,178,606,226 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | - | 5,872,520 |
| 未払金 | 132,113,781 | 139,152,218 |
| 未払収益分配金 | 2,297,651,090 | - |
| 未払解約金 | 54,764,518 | 81,780,763 |
| 未払受託者報酬 | 1,669,893 | 4,258,831 |
| 未払委託者報酬 | 53,436,472 | 136,282,597 |
| 未払利息 | - | 2,417 |
| その他未払費用 | 1,804,717 | 2,696,931 |
| 流動負債合計 | 2,541,440,471 | 370,046,277 |
| 負債合計 | 2,541,440,471 | 370,046,277 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 6,382,364,141 | 18,863,646,081 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 163,229,608 | 3,055,086,132 |
| （分配準備積立金） | 706 | 544 |
| 元本等合計 | 6,545,593,749 | 15,808,559,949 |
| 純資産合計 | 6,545,593,749 | 15,808,559,949 |
| 負債純資産合計 | 9,087,034,220 | 16,178,606,226 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第2期計算期間 自 平成26年7月26日 至 平成27年7月27日 | 第3期計算期間 自 平成27年7月28日 至 平成28年7月25日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 103,292,175 | 261,963,600 |
| 受取利息 | 37,408 | 103,302 |
| 有価証券売買等損益 | 1,677,601,343 | 2,216,714,454 |
| 派生商品取引等損益 | 27,739,879 | 196,402,534 |
| その他収益 | 143,358 | 147,602 |
| 営業収益合計 | 1,753,334,405 | 2,150,902,484 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | - | 274,971 |
| 受託者報酬 | 3,430,621 | 8,166,966 |
| 委託者報酬 | 109,779,801 | 261,342,814 |
| その他費用 | 2,493,749 | 4,122,181 |
| 営業費用合計 | 115,704,171 | 273,906,932 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 1,637,630,234 | 2,424,809,416 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 1,637,630,234 | 2,424,809,416 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 1,637,630,234 | 2,424,809,416 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 877,448,869 | 159,556,651 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 453,799,004 | 163,229,608 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,038,391,296 | 111,961,503 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | 111,961,503 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,038,391,296 | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 791,490,967 | 1,065,024,478 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 791,490,967 | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | 1,065,024,478 |
| 分配金 | 2,297,651,090 | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 163,229,608 | 3,055,086,132 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は、最終相場によっております。 |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、権利落日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。 |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成27年7月28日から平成28年7月25日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第2期計算期間末 (平成27年7月27日) | 第3期計算期間末 (平成28年7月25日) |
|---------------------|--------------------------|---|
| 1. 期首元本額 | 6,185,758,799円 | 6,382,364,141円 |
| 期中追加設定元本額 | 7,732,789,245円 | 17,063,907,361円 |
| 期中一部解約元本額 | 7,536,183,903円 | 4,582,625,421円 |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 6,382,364,141口 | 18,863,646,081口 |
| 3. 元本の欠損 | | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,055,086,132円であります。 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第2期計算期間 自 平成26年7月26日 至 平成27年7月27日 | 第3期計算期間 自 平成27年7月28日 至 平成28年7月25日 |
|---|--|
| 1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託約款第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の40の率を乗じて得た額を支払っております。 | 1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左 |
| 2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額2,460,880,698円（1万口当たり3,855円）のうち2,297,651,090円（1万口当たり3,600円）を分配金額としております。 | 2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は8,340,843円（1万口当たり4円）ですが、分配を行っておりません。 |
| A 費用控除後の配当等収益額 52,117,065円 | A 費用控除後の配当等収益額 0円 |

| | | | | | |
|---|---------------------------|----------------|---|---------------------------|-----------------|
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 708,064,300円 | B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 0円 |
| C | 収益調整金額 | 1,670,883,724円 | C | 収益調整金額 | 8,340,299円 |
| D | 分配準備積立金額 | 29,815,609円 | D | 分配準備積立金額 | 544円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) | 2,460,880,698円 | E | 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) | 8,340,843円 |
| F | 当ファンドの期末残存受益権口数 | 6,382,364,141口 | F | 当ファンドの期末残存受益権口数 | 18,863,646,081口 |
| G | 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) | 3,855円 | G | 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) | 4円 |
| H | 1万口当たり分配金額 | 3,600円 | H | 1万口当たり分配金額 | 0円 |
| I | 分配金額(F×H/10,000) | 2,297,651,090円 | I | 分配金額(F×H/10,000) | 0円 |

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第2期計算期間 自 平成26年7月26日 至 平成27年7月27日 | 第3期計算期間 自 平成27年7月28日 至 平成28年7月25日 |
|--------------------------|---|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は株価指数先物取引であり、運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的に行っております。一般的な株価指数先物取引に係る主要なリスクとして、株価指数の変動による価格変動リスクがあります。 | 同左 |

| | | |
|-------------------|--|----|
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である株式のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。</p> <p>デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。</p> | 同左 |
|-------------------|--|----|

・金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第2期計算期間末 (平成27年7月27日) | 第3期計算期間末 (平成28年7月25日) |
|--|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 | <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> | <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。</p> |

| | | |
|----------------------------|---|--|
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |
|----------------------------|---|--|

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第2期計算期間末 （平成27年7月27日） | 第3期計算期間末 （平成28年7月25日） |
|----|--------------------------|--------------------------|
| | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
| 株式 | 719,001,440 | 709,305,403 |
| 合計 | 719,001,440 | 709,305,403 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

第2期計算期間末（平成27年7月27日）

該当事項はありません。

株式関連

第3期計算期間末（平成28年7月25日）

| 区分 | 種類 | 契約額等（円） | | 時価 （円） | 評価損益 （円） |
|------|----------------|-------------|-------|-------------|-------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 買建 | | | | |
| | 東証株価指数先物 | 509,732,000 | | 503,880,000 | 5,852,000 |
| | 合計 | 509,732,000 | | 503,880,000 | 5,852,000 |

（注）時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期計算期間（自平成26年7月26日 至平成27年7月27日）

該当事項はありません。

第3期計算期間（自平成27年7月28日 至平成28年7月25日）

該当事項はありません。

（ 1口当たり情報に関する注記）

| | 第2期計算期間末 （平成27年7月27日） | 第3期計算期間末 （平成28年7月25日） |
|---------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額） | 1.0256円 （10,256円） | 0.8380円 （8,380円） |

（ 4 ）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|-------------|-----------------|-----------|-------------|-------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 日本円 | 大成建設 | 455,000 | 895.00 | 407,225,000 | |
| | 東鉄工業 | 49,100 | 3,130.00 | 153,683,000 | |
| | 大和ハウス工業 | 38,000 | 2,942.00 | 111,796,000 | |
| | ライト工業 | 42,000 | 1,153.00 | 48,426,000 | |
| | 積水ハウス | 190,000 | 1,794.50 | 340,955,000 | |
| | 九電工 | 25,000 | 3,115.00 | 77,875,000 | |
| | 明治ホールディングス | 17,500 | 10,580.00 | 185,150,000 | |
| | 日本ハム | 65,000 | 2,478.00 | 161,070,000 | |
| | アサヒグループホールディングス | 38,000 | 3,437.00 | 130,606,000 | |
| | キリンホールディングス | 106,000 | 1,781.50 | 188,839,000 | |
| | 味の素 | 81,000 | 2,540.50 | 205,780,500 | |
| | 東レ | 346,000 | 927.70 | 320,984,200 | |
| | 日本触媒 | 15,000 | 6,200.00 | 93,000,000 | |
| | ダイセル | 45,000 | 1,137.00 | 51,165,000 | |
| | 花王 | 70,300 | 5,929.00 | 416,808,700 | |
| | 日本ペイントホールディングス | 38,000 | 2,832.00 | 107,616,000 | |
| | 富士フイルムホールディングス | 50,400 | 4,044.00 | 203,817,600 | |
| | コーセー | 11,500 | 9,430.00 | 108,445,000 | |
| | アステラス製薬 | 207,000 | 1,667.50 | 345,172,500 | |
| | 塩野義製薬 | 50,500 | 5,441.00 | 274,770,500 | |
| | 中外製薬 | 70,000 | 3,895.00 | 272,650,000 | |
| | 出光興産 | 40,000 | 2,012.00 | 80,480,000 | |
| | リンナイ | 16,500 | 10,000.00 | 165,000,000 | |
| | S M C | 8,100 | 26,660.00 | 215,946,000 | |
| | クボタ | 116,000 | 1,487.50 | 172,550,000 | |
| | ダイキン工業 | 27,500 | 9,199.00 | 252,972,500 | |
| | アマノ | 44,000 | 1,828.00 | 80,432,000 | |
| | ミネベア | 99,000 | 815.00 | 80,685,000 | |
| | 三菱電機 | 146,000 | 1,302.50 | 190,165,000 | |
| | マブチモーター | 7,200 | 4,530.00 | 32,616,000 | |
| | 日本電産 | 16,800 | 8,917.00 | 149,805,600 | |
| | ソニー | 131,000 | 3,160.00 | 413,960,000 | |
| | キーエンス | 8,400 | 72,780.00 | 611,352,000 | |
| | 村田製作所 | 15,000 | 12,550.00 | 188,250,000 | |
| | 小糸製作所 | 33,000 | 4,945.00 | 163,185,000 | |
| | 日産自動車 | 256,000 | 1,021.00 | 261,376,000 | |
| | いすゞ自動車 | 105,000 | 1,333.00 | 139,965,000 | |
| | トヨタ自動車 | 51,200 | 5,846.00 | 299,315,200 | |
| | アイシン精機 | 48,000 | 4,260.00 | 204,480,000 | |
| | 富士重工業 | 68,300 | 4,028.00 | 275,112,400 | |
| 島津製作所 | 63,000 | 1,569.00 | 98,847,000 | | |
| 朝日インテック | 20,000 | 4,670.00 | 93,400,000 | | |
| ヤマハ | 35,000 | 2,846.00 | 99,610,000 | | |
| ピジョン | 34,000 | 2,540.00 | 86,360,000 | | |
| 任天堂 | 6,500 | 23,220.00 | 150,930,000 | | |
| 東京急行電鉄 | 421,000 | 853.00 | 359,113,000 | | |
| ヤマトホールディングス | 142,000 | 2,558.00 | 363,236,000 | | |

| | | | | |
|-------------------|---------|---------------|-------------|--------------------------|
| センコー | 133,000 | 649.00 | 86,317,000 | |
| A N Aホールディングス | 560,000 | 291.90 | 163,464,000 | |
| トレンドマイクロ | 45,100 | 3,810.00 | 171,831,000 | |
| 大塚商会 | 32,400 | 5,130.00 | 166,212,000 | |
| 日本電信電話 | 78,900 | 4,969.00 | 392,054,100 | |
| N T Tドコモ | 89,000 | 2,840.00 | 252,760,000 | |
| エヌ・ティ・ティ・データ | 18,900 | 5,200.00 | 98,280,000 | |
| S C S K | 40,500 | 4,105.00 | 166,252,500 | |
| ソフトバンクグループ | 70,700 | 5,216.00 | 368,771,200 | |
| 伊藤忠商事 | 284,000 | 1,289.50 | 366,218,000 | |
| トラスコ中山 | 12,500 | 5,280.00 | 66,000,000 | |
| ミスミグループ本社 | 48,000 | 1,751.00 | 84,048,000 | |
| セブン&アイ・ホールディングス | 40,500 | 4,434.00 | 179,577,000 | |
| ツルハホールディングス | 11,600 | 11,560.00 | 134,096,000 | |
| スギホールディングス | 17,000 | 5,250.00 | 89,250,000 | |
| ニトリホールディングス | 21,600 | 12,420.00 | 268,272,000 | |
| 新生銀行 | 552,000 | 153.00 | 84,456,000 | |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 834,000 | 508.90 | 424,422,600 | |
| スルガ銀行 | 71,000 | 2,284.00 | 162,164,000 | |
| S B Iホールディングス | 167,000 | 1,124.00 | 187,708,000 | |
| 東京海上ホールディングス | 69,700 | 3,918.00 | 273,084,600 | |
| オリックス | 250,000 | 1,460.00 | 365,000,000 | |
| ヒューリック | 132,000 | 1,129.00 | 149,028,000 | |
| 東急不動産ホールディングス | 71,000 | 644.00 | 45,724,000 | |
| 三井不動産 | 70,000 | 2,374.00 | 166,180,000 | |
| カカクコム | 45,000 | 2,110.00 | 94,950,000 | |
| サイバーエージェント | 19,500 | 5,950.00 | 116,025,000 | |
| エン・ジャパン | 91,000 | 1,770.00 | 161,070,000 | |
| リクルートホールディングス | 35,000 | 3,950.00 | 138,250,000 | |
| リログループ | 7,100 | 16,730.00 | 118,783,000 | |
| 小計 | | 銘柄数 組入時価比率 | 77 94.7% | 14,975,226,700 100.0% |
| 合計 | | | | 14,975,226,700 |

(注) 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成28年8月末日現在

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 16,505,200,532円 |
| 負債総額 | 916,891,870円 |
| 純資産総額(-) | 15,588,308,662円 |
| 発行済口数 | 18,652,148,426口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.8357円 |
| (1万口当たり純資産額) | (8,357円) |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡制限の内容

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在

| | |
|---------|--------------|
| 資本金の額 | : 12億円 |
| 発行株式総数 | : 9,000,000株 |
| 発行済株式総数 | : 2,400,000株 |

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

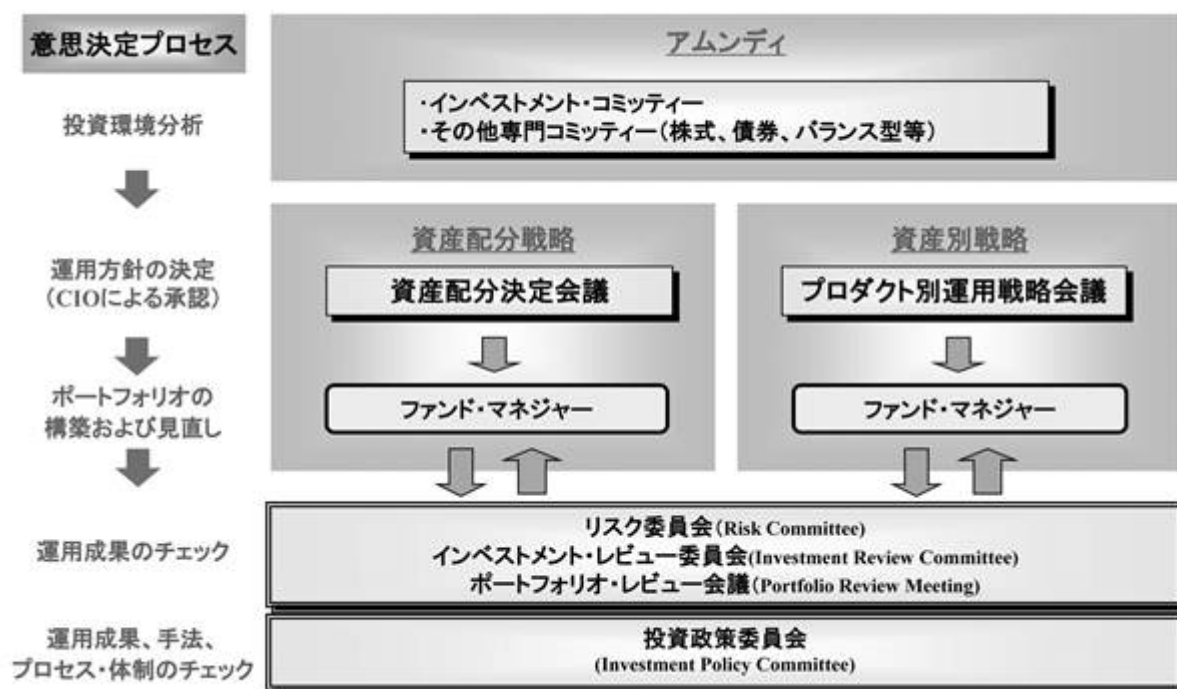
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。

- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的で開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

営業の概況

平成28年7月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

| 種 類 | 本 数 | 純 資 産 (百 万 円) |
|-----------|-----|------------------|
| 単位型株式投資信託 | 8 | 14,999 |
| 追加型株式投資信託 | 193 | 2,262,422 |
| 合計 | 201 | 2,277,421 |

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第34期 (平成27年3月31日) | | 第35期 (平成28年3月31日) | |
|------------|----------------------|------------|----------------------|------------|
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金・預金 | | 4,006,104 | | 9,636,443 |
| 有価証券 | | 1,280,268 | | 802,951 |
| 前払費用 | | 111,748 | | 119,819 |
| 未収入金 | | 4,711 | | 3,757 |
| 未収委託者報酬 | | 2,133,487 | | 2,292,951 |
| 未収運用受託報酬 | *1 | 1,220,234 | *1 | 1,113,454 |
| 未収投資助言報酬 | | 4,835 | | 3,301 |
| 未収収益 | *1 | 94,651 | *1 | 122,432 |
| 繰延税金資産 | | 180,753 | | 202,477 |
| 委託証拠金 | | 5,887 | | - |
| 立替金 | | 111,033 | | 108,253 |
| その他 | | 69 | | 66 |
| 流動資産合計 | | 9,153,779 | | 14,405,903 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物(純額) | *2 | 97,438 | *2 | 83,036 |
| 器具備品(純額) | *2 | 113,901 | *2 | 100,390 |
| 有形固定資産合計 | | 211,339 | | 183,426 |
| 無形固定資産 | | | | |
| ソフトウェア | | 7,178 | | 45,619 |
| 電話加入権 | | 934 | | 934 |
| 無形固定資産合計 | | 8,112 | | 46,554 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 金銭の信託 | | 1,314,154 | | 907,640 |
| 投資有価証券 | | 3,240,128 | | 50,697 |
| 関係会社株式 | | 84,560 | | 84,560 |
| 長期未収入金 | | 3,000 | | 2,000 |
| 長期差入保証金 | | 199,857 | | 208,537 |
| ゴルフ会員権 | | 60 | | 60 |
| 貸倒引当金 | | 3,000 | | 2,000 |
| 投資その他の資産合計 | | 4,838,760 | | 1,251,494 |
| 固定資産合計 | | 5,058,211 | | 1,481,474 |
| 資産合計 | | 14,211,989 | | 15,887,377 |

(単位：千円)

| | 第34期 (平成27年3月31日) | 第35期 (平成28年3月31日) |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| リース債務 | 2,319 | 2,319 |
| 預り金 | 354,200 | 401,810 |
| 未払金 | 1,463,505 | 1,461,009 |
| 未払手数料 | 1,258,595 | 1,263,382 |
| その他未払金 | *1 204,910 | *1 197,628 |
| 未払費用 | 320,874 | 382,213 |
| 未払法人税等 | 338,100 | 246,803 |
| 関係会社未払金 | *1 616,896 | *1 562,135 |
| 未払消費税等 | 263,010 | 51,838 |
| 前受収益 | 34,455 | 2,883 |
| 賞与引当金 | 143,567 | 178,418 |
| 役員賞与引当金 | 29,892 | 55,325 |
| 先物取引 | 2,257 | - |
| 流動負債合計 | 3,569,075 | 3,344,754 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | 2,136 | 6,568 |
| 繰延税金負債 | 24,074 | 5,721 |
| 退職給付引当金 | 35,980 | 27,454 |
| 賞与引当金 | 33,133 | 51,344 |
| 役員賞与引当金 | 19,867 | 39,959 |
| 資産除去債務 | 52,964 | 54,018 |
| 固定負債合計 | 168,153 | 185,065 |
| 負債合計 | 3,737,228 | 3,529,818 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,200,000 | 1,200,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 1,076,268 | 1,076,268 |
| その他資本剰余金 | 1,342,567 | 1,342,567 |
| 資本剰余金合計 | 2,418,835 | 2,418,835 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 110,093 | 110,093 |
| その他利益剰余金 | 6,716,911 | 8,631,177 |
| 別途積立金 | 1,600,000 | 1,600,000 |
| 繰越利益剰余金 | 5,116,911 | 7,031,177 |
| 利益剰余金合計 | 6,827,003 | 8,741,269 |
| 株主資本合計 | 10,445,839 | 12,360,104 |
| 評価・換算差額等 | | |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| その他有価証券評価差額金 | 28,922 | 2,546 |
| 評価・換算差額等合計 | 28,922 | 2,546 |
| 純資産合計 | 10,474,761 | 12,357,559 |
| 負債純資産合計 | 14,211,989 | 15,887,377 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第34期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日) | 第35期 (自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日) |
|---------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 15,779,303 | 14,680,790 |
| 運用受託報酬 | 3,708,288 | 3,412,588 |
| 投資助言報酬 | 17,639 | 13,302 |
| その他営業収益 | 386,569 | 562,617 |
| 営業収益合計 | 19,891,798 | 18,669,296 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 9,990,360 | 9,161,802 |
| 広告宣伝費 | 115,498 | 131,066 |
| 調査費 | 1,402,345 | 1,330,209 |
| 調査費 | 691,906 | 711,660 |
| 委託調査費 | 710,439 | 618,549 |
| 委託計算費 | 20,635 | 21,470 |
| 営業雑経費 | 168,609 | 207,548 |
| 通信費 | 42,520 | 48,788 |
| 印刷費 | 107,212 | 134,491 |
| 協会費 | 18,876 | 24,270 |
| 営業費用合計 | 11,697,447 | 10,852,095 |
| 一般管理費 | | |

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 給料 | 2,779,891 | 2,923,866 |
| 役員報酬 | 124,594 | 205,916 |
| 給料・手当 | 2,183,550 | 2,220,350 |
| 賞与 | 462,670 | 470,236 |
| 役員賞与 | 9,077 | 27,364 |
| 交際費 | 14,961 | 35,249 |
| 旅費交通費 | 81,846 | 84,282 |
| 租税公課 | 57,342 | 77,090 |
| 不動産賃借料 | 167,818 | 176,671 |
| 賞与引当金繰入 | 163,625 | 196,629 |
| 役員賞与引当金繰入 | 33,625 | 75,417 |
| 退職給付費用 | 259,853 | 280,581 |
| 固定資産減価償却費 | 35,714 | 42,306 |
| 福利厚生費 | 363,438 | 385,845 |
| 諸経費 | 202,191 | 288,859 |
| 一般管理費合計 | 4,160,303 | 4,566,795 |
| 営業利益 | 4,034,048 | 3,250,406 |
| 営業外収益 | | |
| 有価証券利息 | 11,954 | 9,839 |
| 有価証券売却益 | 1,605 | 46,524 |
| 受取利息 | 9 | 259 |
| 為替差益 | 1,538 | - |
| 雑収入 | 11,773 | 9,310 |
| 営業外収益合計 | 26,879 | 65,932 |
| 営業外費用 | | |
| 先物取引評価損 | 16,014 | 487 |
| 支払利息 | 94 | 396 |
| 為替差損 | - | 14,639 |
| 雑損失 | 40 | 578 |
| 営業外費用合計 | 16,148 | 16,099 |
| 経常利益 | 4,044,779 | 3,300,239 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | *1 7,511 | 1,166 |
| 減損損失 | - | *1 12,093 |
| 特別損失合計 | 7,511 | 13,259 |
| 税引前当期純利益 | 4,037,268 | 3,286,980 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 951,382 | 1,145,638 |
| 法人税等調整額 | 77,219 | 22,924 |
| 法人税等合計 | 874,163 | 1,122,714 |
| 当期純利益 | 3,163,105 | 2,164,266 |

（３）【株主資本等変動計算書】

第34期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | 1,342,567 | 2,418,835 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | |
| 当期末残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | 1,342,567 | 2,418,835 |

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-------------|-------------|------------|
| | 利益剰余金 | | | | 株主資本 合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| | | | | | |
| 当期首残高 | 110,093 | 1,600,000 | 2,303,806 | 4,013,898 | 7,632,734 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 350,000 | 350,000 | 350,000 |
| 当期純利益 | | | 3,163,105 | 3,163,105 | 3,163,105 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | 2,813,105 | 2,813,105 | 2,813,105 |
| 当期末残高 | 110,093 | 1,600,000 | 5,116,911 | 6,827,003 | 10,445,839 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|---------|----------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | 7,190 | 17,220 | 10,030 | 7,642,764 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 350,000 |
| 当期純利益 | | | | 3,163,105 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 36,112 | 17,220 | 18,892 | 18,892 |
| 当期変動額合計 | 36,112 | 17,220 | 18,892 | 2,831,997 |
| 当期末残高 | 28,922 | - | 28,922 | 10,474,761 |

第35期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | 1,342,567 | 2,418,835 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | |
| 当期末残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | 1,342,567 | 2,418,835 |

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-------------|-------------|------------|
| | 利益剰余金 | | | | 株主資本 合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 110,093 | 1,600,000 | 5,116,911 | 6,827,003 | |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 250,000 | 250,000 | 250,000 |
| 当期純利益 | | | 2,164,266 | 2,164,266 | 2,164,266 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | 1,914,266 | 1,914,266 | 1,914,266 |
| 当期末残高 | 110,093 | 1,600,000 | 7,031,177 | 8,741,269 | 12,360,104 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | 28,922 | 28,922 | 10,474,761 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 250,000 |
| 当期純利益 | | | 2,164,266 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 31,468 | 31,468 | 31,468 |
| 当期変動額合計 | 31,468 | 31,468 | 1,882,798 |
| 当期末残高 | 2,546 | 2,546 | 12,357,559 |

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2)子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(3)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1)デリバティブ

時価法を採用しております。

(2)金銭の信託

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

器具備品 4年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(3)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積もるという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に関する会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(2) 適用予定日

平成28年4月1日以降開始する事業年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

*1各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

| | 第34期 | | 第35期 | |
|----------|--------------|----|--------------|----|
| | (平成27年3月31日) | | (平成28年3月31日) | |
| 未収運用受託報酬 | 29,378 | 千円 | 27,461 | 千円 |
| 未収収益 | 74,065 | 千円 | 108,242 | 千円 |
| その他未払金 | 106,207 | 千円 | 69,245 | 千円 |
| 関係会社未払金 | 616,896 | 千円 | 562,135 | 千円 |

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

| | 第34期 (平成27年3月31日) | 第35期 (平成28年3月31日) |
|-------|----------------------|----------------------|
| 建物 | 68,245 千円 | 70,879 千円 |
| 器具備品費 | 169,289 千円 | 189,524 千円 |

(損益計算書関係)

第34期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

*1特別損失に含まれる固定資産除却損

固定資産の除却損は、本社オフィスで使用していた固定資産の除却であります。

第35期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

*1特別損失に含まれる減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

| 場所 | 用途 | 種類 |
|------------------------|--------|------|
| 日比谷ダイビル 18F, 21F会議室 | 処分予定資産 | 建 物 |
| | | 器具備品 |

当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。

当社は、東京都千代田区に所在する日比谷ダイビルに本社事務所を賃借しておりますが、事務所の18階借室を平成28年6月20日に返還することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。日比谷ダイビル事務所18階借室および21階会議室部分の建物と器具備品については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

| (減損損失の金額) | |
|-----------|----------|
| 建 物 | 8,068千円 |
| 器具備品 | 4,026千円 |
| 合 計 | 12,093千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

第34期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 (千株) | 増加 (千株) | 減少 (千株) | 当事業年度末 (千株) |
|-------|-----------------|------------|------------|----------------|
| 普通株式 | 2,400 | - | - | 2,400 |

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成26年6月18日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | | |
|-----|----------|------------|
| (イ) | 配当金の総額 | 350,000千円 |
| (ロ) | 1株当たり配当額 | 145.83円 |
| (ハ) | 基準日 | 平成26年3月31日 |
| (ニ) | 効力発生日 | 平成26年6月18日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月16日開催の定時株主総会において、次の議案を決議することを予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | | |
|-----|----------|------------|
| (イ) | 配当金の総額 | 250,000千円 |
| (ロ) | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| (ハ) | 1株当たり配当額 | 104.17円 |
| (ニ) | 基準日 | 平成27年3月31日 |
| (ホ) | 効力発生日 | 平成27年6月16日 |

第35期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 (千株) | 増加 (千株) | 減少 (千株) | 当事業年度末 (千株) |
|-------|-----------------|------------|------------|----------------|
| 普通株式 | 2,400 | - | - | 2,400 |

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成27年6月16日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | | |
|-----|----------|------------|
| (イ) | 配当金の総額 | 250,000千円 |
| (ロ) | 1株当たり配当額 | 104.17円 |
| (ハ) | 基準日 | 平成27年3月31日 |
| (ニ) | 効力発生日 | 平成27年6月16日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月15日開催の定時株主総会において、次の議案を決議することを予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | | |
|-----|----------|------------|
| (イ) | 配当金の総額 | 350,000千円 |
| (ロ) | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| (ハ) | 1株当たり配当額 | 145.83円 |
| (ニ) | 基準日 | 平成28年3月31日 |
| (ホ) | 効力発生日 | 平成28年6月15日 |

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

(2)リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金もしくは国債等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。また、特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

デリバティブ取引は株価指数先物取引及び、その他の指数先物取引を行っております。当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、毎日ポジション並びに評価額及び評価損益の管理を行っております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

第34期(平成27年3月31日)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-----------------|------------------|------------|------------|
| (1)現金・預金 | 4,006,104 | 4,006,104 | - |
| (2)未収委託者報酬 | 2,133,487 | 2,133,487 | - |
| (3)未収運用受託報酬 | 1,220,234 | 1,220,234 | - |
| (4)金銭の信託 | 1,314,154 | 1,314,154 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 2,428,106 | 2,449,590 | 21,484 |
| その他有価証券 | 2,092,291 | 2,092,291 | - |
| 資産計 | 13,194,375 | 13,215,860 | 21,484 |
| (1)未払手数料 | 1,258,595 | 1,258,595 | - |
| 負債計 | 1,258,595 | 1,258,595 | - |

| | | | |
|--------------|---------|---------|---|
| デリバティブ取引(*1) | (2,257) | (2,257) | - |
| デリバティブ取引計 | (2,257) | (2,257) | - |

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

第35期(平成28年3月31日)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------------|------------------|------------|------------|
| (1)現金・預金 | 9,636,443 | 9,636,443 | - |
| (2)未収委託者報酬 | 2,292,951 | 2,292,951 | - |
| (3)未収運用受託報酬 | 1,113,454 | 1,113,454 | - |
| (4)金銭の信託 | 907,640 | 907,640 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 853,648 | 853,648 | - |
| 資産計 | 14,804,136 | 14,804,136 | - |
| (1)未払手数料 | 1,263,382 | 1,263,382 | - |
| 負債計 | 1,263,382 | 1,263,382 | - |

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項(デリバティブ取引関係)をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム(デラウエア)社の株式です。

(単位:千円)

| 区分 | 第34期(平成27年3月31日) | 第35期(平成28年3月31日) |
|--------|------------------|------------------|
| | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 関係会社株式 | 84,560 | 84,560 |

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成27年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|------------------------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金・預金 | 4,006,104 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 2,133,487 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 1,220,234 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | - | 700,000 | 1,650,000 | - |
| その他の有価証券のうち 満期のあるもの | 360,000 | 720,000 | - | - |
| 合計 | 7,719,825 | 1,420,000 | 1,650,000 | - |

第35期(平成28年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金・預金 | 9,636,443 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 2,292,951 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 1,113,454 | - | - | - |
| 合計 | 13,042,848 | - | - | - |

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第34期(平成27年3月31日)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------|------------------|------------|------------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 2,428,106 | 2,449,590 | 21,484 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | - | - | - |
| 合計 | 2,428,106 | 2,449,590 | 21,484 |

第35期(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円、前事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第34期(平成27年3月31日)

| 区分 | 種類 | 取得原価 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|------------|--------------|------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | 1,099,159 | 1,106,712 | 7,553 |
| | (3) その他(注) | 1,448,129 | 1,486,221 | 38,091 |
| | 小計 | 2,547,288 | 2,592,933 | 45,645 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他(注) | 814,219 | 813,512 | 706 |
| | 小計 | 814,219 | 813,512 | 706 |
| 合計 | | 3,361,507 | 3,406,445 | 44,938 |

(注)投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第35期(平成28年3月31日)

| 区分 | 種類 | 取得原価 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|------------|--------------|------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他(注) | 821,379 | 827,884 | 6,505 |
| | 小計 | 821,379 | 827,884 | 6,505 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他(注) | 943,591 | 933,405 | 10,187 |
| | 小計 | 943,591 | 933,405 | 10,187 |
| 合計 | | 1,764,970 | 1,761,288 | 3,682 |

(注)投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第34期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

該当事項はありません。

第35期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

| 種類 | 売却原価 (千円) | 売却額 (千円) | 売却損益 (千円) |
|----|--------------|-------------|--------------|
| 国債 | 2,417,495 | 2,448,019 | 30,524 |

売却の理由

当社の親会社であるクレディ・アグリコル エス・アーは銀行業を営んでおり、当事業年度中に適用されたボルカールールをグループとして遵守する必要があるため、グループの方針に基づき売却したためであります。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第34期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

| 種類 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|------|-------------|-----------------|-----------------|
| 投資信託 | 375,296 | - | 26,765 |

(注) 損益計算書上、ヘッジ手段から生じる決済及び評価益(28,370千円)と相殺して、有価証券売却益(1,605千円)として表示しております。

第35期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

| 種類 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|-------|-------------|-----------------|-----------------|
| 金銭の信託 | 380,000 | - | 4,343 |
| 投資信託 | 159,071 | 16,258 | 657 |
| 国債 | 735,437 | 4,742 | - |

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

第34期(平成27年3月31日)

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (千円) | 契約額等のうち1年超 (千円) | 時価 (千円) | 評価損益 (千円) |
|------|------------|--------------|--------------------|------------|--------------|
| 市場取引 | その他の指数先物取引 | | | | |
| | 売建 | 110,868 | - | 113,125 | 2,257 |
| | 東証REIT指数先物 | | | | |
| 合計 | | 110,868 | - | 113,125 | 2,257 |

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づいております。

第35期(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

第34期(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

第35期(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度(積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | 第34期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日) | 第35期 (自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日) |
|--------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 退職給付引当金の期首残高 | 59,347 | 35,980 |
| 退職給付費用 | 214,893 | 236,781 |
| 退職給付の支払額 | 103,535 | 111,315 |
| 制度への拠出額 | 134,725 | 133,992 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 35,980 | 27,454 |

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | 第34期 (平成27年3月31日) | 第35期 (平成28年3月31日) |
|---------------------|----------------------|----------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 548,995 | 639,716 |
| 年金資産 | 519,455 | 620,081 |
| 会計基準変更差異の未処理額 | - | - |
| | 29,540 | 19,634 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 6,440 | 7,820 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 35,980 | 27,454 |
| 退職給付に係る負債 | 35,980 | 27,454 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 35,980 | 27,454 |

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 214,893千円 当事業年度 236,781千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度44,960千円、当事業年度43,800千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第34期 (平成27年3月31日) | 第35期 (平成28年3月31日) |
|--------|----------------------|----------------------|
| 繰延税金資産 | | |

| | | |
|--------------------------|------------|------------|
| 前受収益否認額 | 11,373 千円 | 890 千円 |
| 未払費用否認額 | 54,530 千円 | 74,532 千円 |
| 繰延資産償却額 | - 千円 | 2,264 千円 |
| 未払事業税 | 68,052 千円 | 48,609 千円 |
| 賞与引当金等損金算入限度超過額 | 58,178 千円 | 70,905 千円 |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 11,636 千円 | 8,472 千円 |
| 減価償却資産 | 5,401 千円 | 4,637 千円 |
| 資産除去債務 | 17,128 千円 | 16,670 千円 |
| 減損損失否認額 | - 千円 | 3,732 千円 |
| その他有価証券評価差額金 | - 千円 | 19,346 千円 |
| その他 | 9,369 千円 | 9,558 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 235,667 千円 | 259,615 千円 |
| 評価性引当額 | 54,914 千円 | 57,138 千円 |
| 繰延税金資産合計 | 180,753 千円 | 202,477 千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| 資産除去債務会計基準適用に伴う有形固定資産計上額 | 8,058 千円 | 5,721 千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 16,016 千円 | - 千円 |
| 繰延税金負債合計 | 24,074 千円 | 5,721 千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 156,679 千円 | 196,756 千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第34期(平成27年3月31日)

| | |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率 | 35.6% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.6% |
| 住民税均等割等 | 0.1% |
| 連結納税制度適用による影響 | - |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.4% |
| 評価性引当額の減少 | 13.9% |
| その他 | 0.3% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 21.7% |

第35期(平成28年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第34期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回

収または支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額への影響は軽微です。

第35期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%となります。この税率変更による繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額への影響は軽微です。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | 第34期 | | 第35期 | |
|-----------------|-----------------------------|----|-----------------------------|----|
| | (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) | | (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | |
| 期首残高 | 51,930 | 千円 | 52,964 | 千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | - | | - | |
| 時の経過による調整額 | 1,034 | 千円 | 1,054 | 千円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | - | | - | |
| その他増減額(は減少) | - | | - | |
| 期末残高 | 52,964 | 千円 | 54,018 | 千円 |

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

第34期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)及び第35期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

第34期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上が損益計算書の売上の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

| 日本 | ルクセンブルグ | その他 | 合計 |
|------------|-----------|---------|------------|
| 16,913,125 | 2,176,269 | 802,404 | 19,891,798 |

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

| 顧客の名称 | 委託者報酬 | 関連するセグメント名 |
|--------------------------------|-----------|----------------------------|
| アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリコース) | 3,382,436 | 投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務 |
| アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース) | 2,482,477 | 投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務 |

第35期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

| 日本 | ルクセンブルグ | その他 | 合計 |
|------------|-----------|---------|------------|
| 15,997,749 | 1,783,805 | 887,742 | 18,669,296 |

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

| 顧客の名称 | 委託者報酬 | 関連するセグメント名 |
|--------------------------------|-----------|----------------------------|
| アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(トルコリコース) | 2,800,896 | 投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務 |
| アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース) | 2,383,231 | 投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務 |

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第34期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容又 は職業 | 議決権 の所有 (被所有) 割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|-----------------------------------|-------------|-------------------|-------------------|---------------------------|------------|------------------------------|---------------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 親会社 | アムンディ エスアー | フランス パリ市 | 596,262 (千ユーロ) | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100% | なし | 投資信託、 投資顧問 契約の再 委任等 | 運用受託報酬*1 | 117,303 | 未収運用受 託報酬 | 29,378 |
| | | | | | | | | 情報提供、コン サルティング料 (その他営業収 益)*1 | 275,356 | 未収収益 | 74,065 |
| | | | | | | | | 委託調査費等の 支払*2 | 411,856 | 未払金 | 106,207 |
| 親会社 | アムンディ・ ジャパンホ ールディン グ株式会社 | 東京都 千代田区 | 5,400,000 (千円) | 有価証券 の保有 | (被所有) 直接 100% | なし | 連結納税 親会社 | 法人税等の支払 | 616,896 | 関係会社 未払金 | 616,896 |

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容又 は職業 | 議決権 の所有 (被所有) 割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|------|-----------------------|-------------|-------------------|-------------------|---------------------------|------------|------------|----------|--------------|--------------|--------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 兄弟会社 | アムンディ・ ルクセンブ ルグ | ルクセン ブルグ | 153,419 (千ユーロ) | 投資 顧問業 | なし | なし | 運用再委託 | 運用受託報酬*1 | 2,017,736 | 未収運用 受託報酬 | 554,086 |
| | | | | | | | | 委託者報酬*1 | 147,501 | 未収委託 者報酬 | 13,245 |
| | | | | | | | | 投資助言報酬*1 | 11,032 | 未収投資 助言報酬 | 2,979 |

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)

アムンディ・エス・アー(非上場)

アムンディ・グループ エス・アー(非上場)

クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

第35期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容又 は職業 | 議決権 の所有 (被所有) 割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|-----------------------------------|-------------|-------------------|-------------------|---------------------------|------------|------------------------------|---------------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 親 会 社 | アムンディ・ アセットマネ ジメント | フランス パリ市 | 596,262 (千ユーロ) | 投 資 顧問業 | (被所有) 間接 100% | なし | 投資信託、 投資顧問 契約の再 委任等 | 運用受託報酬*1 | 116,857 | 未収運用 受託報酬 | 27,461 |
| | | | | | | | | 情報提供、コン サルティング料 (その他営業収 益)*1 | 407,127 | 未収収益 | 108,242 |
| | | | | | | | | 委託調査費等の 支払*2 | 340,268 | 未払金 | 69,245 |
| 親 会 社 | アムンディ・ ジャパンホ ールディン グ株式会社 | 東京都 千代田区 | 5,400,000 (千円) | 有価証 券の保 有 | (被所有) 直接 100% | なし | 連結納税 親会社 | 法人税等の支払 | 562,135 | 関係会社 未払金 | 562,135 |

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3.アムンディ・エス・アーは、平成27年11月12日よりアムンディ・アセットマネジメントに名称を変更しております。

(2)兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容又 は職業 | 議決権 の所有 (被所有) 割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----|--------|-----|------------------|-------------------|---------------------------|------------|------------|-------|--------------|----|--------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|------|---------------|---------|-------------------|-------|----|----|-------|----------|-----------|----------|---------|
| 兄弟会社 | アムンディ・ルクセンブルグ | ルクセンブルグ | 153,419 (千ユーロ) | 投資顧問業 | なし | なし | 運用再委託 | 運用受託報酬*1 | 1,732,958 | 未収運用受託報酬 | 339,067 |
| | | | | | | | | 委託者報酬*1 | 43,625 | 未収委託者報酬 | 43,625 |
| | | | | | | | | 投資助言報酬*1 | 8,054 | 未収投資助言報酬 | 1,796 |

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)

アムンディ・アセットマネジメント(非上場)

アムンディ(ユーロネクスト パリに上場)

クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

(1株当たり情報)

| | 第34期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) | 第35期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 4,364.48 円 | 5,148.98 円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 1,317.96 円 | 901.78 円 |

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 第34期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) | 第35期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) |
|------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 当期純利益(千円) | 3,163,105 | 2,164,266 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 3,163,105 | 2,164,266 |
| 期中平均株式数(千株) | 2,400 | 2,400 |

(重要な後発事象)

第34期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

該当事項はありません。

第35期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(企業結合等関係)

当社は、アムンディ・ジャパン証券株式会社と平成28年2月10日に合併契約書を締結し、平成28年2月25日開催の臨時株主総会において同契約書の承認を得ました。この契約書に基づき、当社は平成28年4月1日付けでアムンディ・ジャパン証券株式会社を吸収合併致しました。

1.合併の理由

機関投資家向け業務の効率化および投資信託事業のラップ等新規市場の開拓

2.合併の概要

(1)合併する相手先の名称

アムンディ・ジャパン証券株式会社

(2)合併の方法

当社を存続会社とし、アムンディ・ジャパン証券株式会社は解散する。

(3)合併後の会社の名称

アムンディ・ジャパン株式会社と称する。

(4)合併に際して発行する株式

本合併は、無対価とし、当社は、合併に際して株式を発行しない。

(5)資本金及び準備金等

本合併は、無対価であるため、合併により当社の資本金、資本準備金は増加せず、資本金・資本準備金以外の株主資本については会社計算規則に従う。

(6)効力発生日

合併の効力発生日は、平成28年4月1日とする。

(7)財産の引継ぎ

アムンディ・ジャパン証券株式会社は、平成28年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、一切の財産、負債及び権利義務を合併の効力発生日において当社に引継ぐ。

(8)合併交付金

当社は、合併の効力発生日現在の株主名簿に記載された株主に対して、合併交付金は支払わない。

(9)合併する相手会社の規模

平成28年3月31日現在

| | |
|-------|-------------|
| 営業収益 | 658,975千円 |
| 当期純利益 | 296,363千円 |
| 総資産額 | 1,275,553千円 |
| 総負債額 | 144,655千円 |
| 純資産額 | 1,130,898千円 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 野村信託銀行株式会社
- ・資本金の額 30,000百万円（平成28年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成28年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。また、金融商品取引法第33条の2の登録を受け、登録金融機関業務を営んでいます。

- ・名称 株式会社埼玉りそな銀行
- ・資本金の額 70,000百万円（平成28年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

- ・名称 株式会社近畿大阪銀行
- ・資本金の額 38,971百万円（平成28年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

(3) 投資顧問会社

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成28年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。また、登録金融機関が信託業務を営む場合等の特例等を定めた金融商品取引法第33条の8第1項に基づき投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として募集の取扱および販売を行い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社より日本株の運用の指図に関する権限を委託され、投資信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2) 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等および投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5) 請求目論見書の巻末にファンドの投資信託約款の全文を記載することがあります。
- (6) 交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

その他の情報については、委託会社のホームページ（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月1日にアムンディ・ジャパン証券株式会社を吸収合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年9月7日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな日本株リサーチ戦略ファンド（オープン型）の平成27年7月28日から平成28年7月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな日本株リサーチ戦略ファンド（オープン型）の平成28年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。